

契約内容をよく確認! 定期購入トラブルに注意

事例

動画投稿サイトで「実質無料 初回送料のみ500円」と書かれた広告を見て、脱毛クリームを注文した。商品が届き、同封されていた書類を確認すると、5回分の受け取りが条件となっている定期購入だったことが分かった。支払い総額は、約2万5千円となる。高校生なので支払えない。

(当事者:高校生 男性)



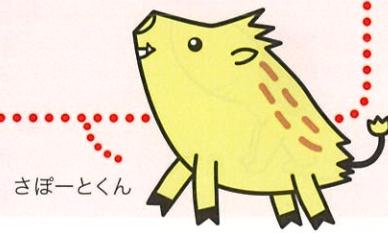
©Kurosaki Gen

ひとことアドバイス

- 1回だけのつもりで申し込んだが、複数回の購入が条件だったという定期購入に関する相談が多数寄せられています。
- 注文する際には、定期購入が条件となっていないか、支払うことになる総額はいくらかなど、契約内容をしっかりと確認しましょう。
- 契約内容は、「実質無料」などの目立つ表示と離れた場所に表示されていたり、

小さい字で書かれていたりすることがあるため、画面の隅々まで見るなど、注意が必要です。

- 未成年者の契約は、取り消しができる場合もあります。困ったときは、すぐにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。



発行: 独立行政法人国民生活センター

本文イラスト: 黒崎 玄

消費生活に関する相談窓口

磐田市消費生活センター

訪問販売や電話勧誘販売、商品のトラブルなど消費に関する相談を受け付けています。一人で抱え込まないで相談しましょう。

知り合いで困っている人がいたら消費生活センターを紹介しましょう。

【相談日】毎週月～金曜日(祝日及び年末年始を除く) 8:30～17:00(最終受付16:00)

【場 所】磐田市役所本庁舎1階 市民相談センター内

【電 話】**0538-37-2113** 【FAX】**0538-39-2262**



相談は無料
消費生活センターに
相談して
ください

磐田市イメージキャラクター
ひっぺい

見守り 新鮮情報

新型コロナ ワクチン詐欺 に注意



©Kurosaki Gen

事例

- スマートフォンに「ワクチン接種の優先順位を上げる」というメッセージが届いた
- 「ワクチンを優先的に接種できる」と所管省庁をかたった電話があった
- 余ったワクチンを案内していると電話があった
- 中国製ワクチンを有料で接種しないかという勧誘があった
- 携帯電話に新型コロナワクチンの関連で私の口座情報等を尋ねる電話があった

ひとこと助言



見守るくん

本文イラスト：黒崎 玄

- 新型コロナワクチンの接種に便乗した消費者トラブルや悪質商法に関する相談が寄せられています。
- 新型コロナワクチンの接種は無料です。ワクチン接種に関連付けて費用を求めるかもしれません。決して応じないでください。
- 国や市町村などの行政機関等が「ワクチン接種に必要」などと言って個人情報や金融機関の情報を電話やメールで聞くことはありません。聞かれても答えないでください。
- 少しでもおかしい、不安だと感じたときは、すぐに「新型コロナワクチン詐欺消費者ホットライン0120-797-188」または、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

消費生活に関する相談窓口

磐田市消費生活センター

訪問販売や電話勧説販売、商品のトラブルなど消費に関する相談を受け付けています。一人で抱え込まないで相談しましょう。

知り合いで困っている人がいたら消費生活センターを紹介しましょう。

【相談日】毎週月～金曜日（祝日及び年末年始を除く）8:30～17:00（最終受付16:00）

【場 所】磐田市役所本庁舎1階 市民相談センター内

【電 話】0538-37-2113 【FAX】0538-39-2262



磐田市イメージキャラクター

ひっぺい